

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2024年9月2日

発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 24-03

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100

E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第5回弁論

本日の行動予定

① 13時15分：事前集会

東京地裁立川支部前

② 13時40分：地裁建物に入場（1階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って4階へ

③ 13時50分：4階404号法廷に入廷
携帯電話の電源は切るかマナーモード

にしてください。

※裁判所から事前に渡された傍聴券約20枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。

④ 14時00分：弁論（20分程度か？）

⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散

裁判内容は〇〇〇

弁護団の佐竹先生と馬場先生にお書きいただきました。

…最初に陳述するのは馬場先生です。

※タイトルは原告団事務局でつけました。

国の主張「周辺対策と防音工事を十分に行っている」に反論する

原告第6準備書面の内容について、以下のとおり、要約して述べる。

1 周辺対策について

(1) 被告は、周辺対策に総額5500億円という巨額を支出しており、これを受忍限度（違法性）の判断や損害額の認定に当たって考慮すべきと主張しています。

(2) しかし、被告が主張しているのは、昭和39年からの実績であって、大半は、原告らの請求対象期間（令和元年10月6日以降）になされたものではありません。

例えば、

・移転補償は、平成30年度から令和4年度の間において令和3年度しか実績がありません。

・移転跡地の緑地帯整備は、平成15年度以降、平成17年度と平成23年度しか植栽の実績がありません。

・住宅防音工事の助成も、以前は年度当たり数千世帯において工事が実施されていたものが、平成19年度以降は年度当たり千世帯を下回り、平成27年度から令和4年度の間は年度当たり45～158世帯のみです。

・学校・病院・公共施設等住宅以外の防音工事の助成も、令和4年度は、学校4件のみです。

・騒音用電話機の設置の補助については、設置を希望する者が昭和58年度以降は皆無である旨を被告も述べています。

・テレビ受信料の助成については、住宅防音工事を実施した世帯は、平成30年8月31日をもって助成を終

了あるいは減額するといった見直しがなされています。
(3) また、周辺対策は、騒音被害を抜本的に解決するものではありません。

例えば、被告は、緑地緩衝地帯について騒音軽減効果があると主張しますが、どのような機序でどのような騒音軽減効果が得られるというのか、特に上空を飛行する航空機騒音に対し、如何なる騒音軽減効果が得られるというのか判然としません。農耕阻害補償や基地交付金及び調整交付金の助成は、経営上・財政上の損失補償に過ぎませんし、その他に被告が複数羅列する地方自治体に交付される助成金は、原告らには直接実感できないもので、何ら原告らの精神的苦痛を緩和するものではありません。

(4) 前回訴訟判決で、受忍限度を超える騒音被害（違法性）が認められ、かつ、抜本的な騒音解決が図られていないことが指摘されています。

既に実施された周辺対策の効果が年々上昇するというわけでもなく、前回訴訟判決以降のわずかな周辺対策によって、新たに違法性が減殺される、損害賠償額が減額されるとの評価をすることはできません。

2 防音工事について

(1) 被告は、

- ・防音工事によって、概ね、計画防音量（第Ⅰ工法 25dB / 第Ⅱ工法 20dB）を超える防音効果が得られる
- ・防音工事が実施された居室数に応じて、比例的に、損害賠償額を減額すべきである
- ・家屋全体を1つの防音区画として工事を実施する「外郭防音工事」及び居室と居室以外の区画を1つの防音区画として工事を実施する「防音区画改善工事」が実施された場合には、他の防音工事が実際された場合より減額率を高くすべきであると主張しています。

(2) しかし、「計画防音量」はあくまで「計画」に過ぎず、実際に、当該防音工事が実施された当該住宅において、計画防音量を達成しているか否かについては何ら検証がなされていません。

住宅防音工事が実施された後に完了検査がなされますが、それもあくまで仕方書のとおり施工されているかを確認するに過ぎず、計画防音量を達成しているかどうかについて、騒音を測定して検証するものではありません。完了検査時でさえ、そうであって、その後、計画防音量が保たれているかどうか検証がなされる機会もありません。

(3) ここで、防音工事については「経年劣化」と「建物自体の遮音効果」という2つの重要な視点があります。

防音工事は、基本的に、部屋を密閉することを想定していますが、経年劣化による影響を受けやすく、時の経過とともに遮音性能が低下します。例えば、防音

建具のゴムパッキンの劣化や建付けの悪化等で、隙間が生じ、密閉度が落ちます。

このことは、例えば、成田空港周辺における防音工事の経年劣化について調査した結果をまとめた平成14年7月「防音済み住宅の経年劣化に関する実態調査報告書」（新東京国際空港）で、10年以上経過した住宅においては、全て現状で防音効果に問題があり、何らかの修繕が必要との調査結果が出ています。

住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会委員会報告書の調査結果でも、福岡空港、新潟空港周辺における調査12件のうち、計画防音量を保持しているのが4件、下回っているのが8件であり、5件で防音サッシに隙間・反りが確認されたとのことでした。

「住宅防音工事完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具」を対象として機能復旧工事に対する助成がなされているのも、住宅防音工事が10年も経過すると、その防音性能を保持できないことの現れです。

(4) 仮に防音効果が現存しているとしても、それが防音工事自体の効果によるものかどうか分かりません。

なぜなら、防音工事をしなくても、建物自体に遮音効果があるからです。

「計画防音量」というのは、屋内外の騒音の差であって、20dBあるいは25dBの計画防音量を達成したというのは、防音工事の施工によって防音工事前と比較して20dBあるいは25dBの騒音が低くなったということを示すものではありません。

単に屋内外の騒音の差をもって防音工事による防音効果があるというのは、論理が飛躍しており、それは、被告自身は何ら寄与していない建物自体の遮音効果を利用して、損害額の減額を主張しているに等しく、不合理です。

(5) 最後に、防音工事が、原告らの精神的苦痛の緩和に寄与しているかどうかという観点からも述べます。

原告らとしては、

- ・そもそも住宅防音工事を行うこと及びその手続の手間が煩雑であること
- ・防音工事や業者の対応に不満を抱くこともあること
- ・防音効果を得るためには部屋を閉め切らなければならないこと
- ・閉め切った部屋で生活するのは閉塞感があること
- ・部屋を閉め切った場合に空調設備を稼働させなければならないこと
- ・そのため、空調設備の電気料金が嵩むこと
- ・居室数が限定されている場合には、過ごす場所が限定されること
- ・防音工事によって建具が重くなったり、住宅に不具合を来すこと

といった様々な不便を強いられ、様々な不満が募り

ます。

他方、

・部屋を閉め切っていなければ、防音効果を得ることはできない

・防音効果を得られるとしても、建物自体の遮音効果との比較となれば、その実感は限定的である

・防音効果が得られるとしても、航空機が甚大な騒音を発生させれば、相当程度の騒音が屋内にも侵入し、静謐な環境は保たれない

といった状況があります。

(6) 平成11年の沖縄県調査報告書では、防音工事実施群と非実施群に分類して、生活質・環境質調査を比較していますが、両群で著明な差は認められず、結論として、「航空機騒音の影響は防音工事によって緩解される、と一般的に考えられているが、今回の調査結果では、そのような事実が見いだせなかった。この結果は、現行の家屋防音工事が、物理的には一定の効果をもたらしているものの、生活実態としては必ずしも居住者にとって生活環境の改善に十分は寄与していないことを示している。」と結論付けています。

その理由として、「家屋防音工事を行っても、窓を開けて生活している世帯が多いことがあげられる。」「1家屋の中で防音工事を行う部屋がいくつかあっても、その隣の部屋が家屋防音工事の対象になっていなければ、神経質にドアのロックを励行しなければ、結局、生活実態上は、所定の防音量を物理的にも達成できないということになる。」「家屋防音工事を行なったという、一見家屋全体が防音されているかのような印象を与えるが、実際はその一部の部屋がなされるだけであり、結果的に理想通りには部屋が閉め切られていない上に、電気代の費用負担や換気のことを考えてクーラーを使用せずに生活する世帯が多く、防音工事によって期待されるほど生活実態上は環境改善につながっていない、と考えるのがもっとも妥当である。」と述べられています。

また、防衛省が厚木基地周辺住民について「航空機騒音に対する評価」を調査したところ、防音工事によっ

て十分な効果が得られると回答した者は全体で2%にも満たず、一方で、全く効果がないと回答した者は約20%でした。

不満の理由として、「防音工事で騒音が消えるわけではないこと」「テレビや会話の音が妨害されるなど予想していた程防音効果がなかったこと」「住宅全体を防音工事していないこと」「経年により防音建具の機能が低下していること」等が挙げられています。

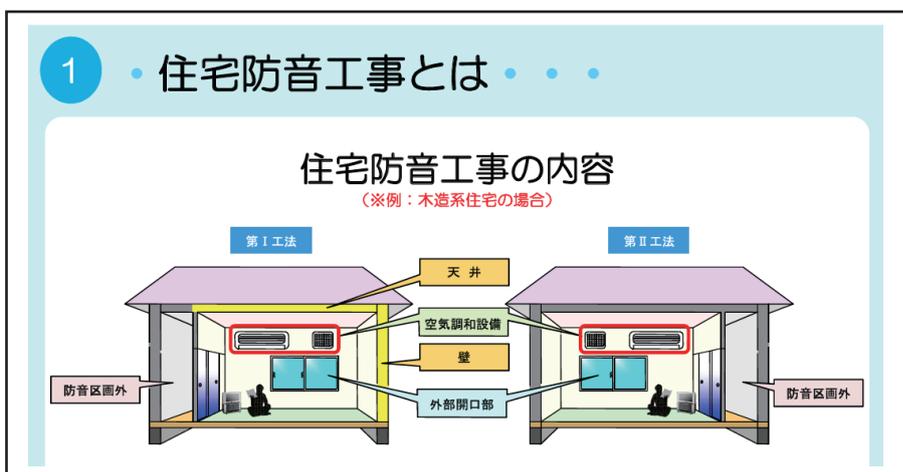
(7) 以上のとおりであって、防音工事による減額を認めるべきではありませんし、まして、防音工事済みの居室数によって比例的に減額するのは不合理としか言いようがありません。

例えば、世帯員全員が同じように防音工事施行済みの居室を利用しているわけでもないのに、世帯員全員について、同じように慰謝料を減額する合理性がそもそもありません。例えば、子供部屋2室の防音工事を行った場合に、両親の慰謝料が当該2室分減額される理由はないのです。

また、一人の人間が同時に2つ・3つの居室に居られるわけではないので、防音工事施工済みの居室数が増えたからといって、防音効果を2倍・3倍享受できるわけでもありません。例えば、集中したい時や寝る時など防音を要する時間には、防音工事施工済みの居室で過ごしていたという者にとっては、追加で防音工事がなされても、防音を要する時間に防音工事施行済みの居室で過ごしているということ自体に変わりはなく、過ごす居室の選択肢は増えるものの、防音効果を2倍・3倍と享受できるわけではありません。

防音区画改善工事や外郭防音工事については、家全体について防音工事がなされ得ますが、それも先に述べたことと同じで、防音効果が2倍・3倍享受できるわけではありません。

(8) そもそも防音工事による慰謝料の減額を認めるべきではないし、それが1室について10%であるという理由もない、その上、防音工事施工済みの居室数によって、減額幅を増やすというのは不合理に不合理を重ねるものなのです。



←防衛省・北関東防衛局が発行している「防音工事のあらまし」より

国の「不作為」＜あえて（特定の）積極的な行為をしないこと＞を追及する

以下は、佐竹先生が陳述される内容です。

この書面は、騒音公害訴訟では初めて請求を出した、請求の趣旨第8項「被告は、別紙原告目録②記載の原告ら各自に対し、10万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。」

にかかる説明をしています。

この請求は、騒音被害とは異なり、被告が負っている法治行政の義務を懈怠し、違法状態を放置し続けたことにより、原告が、法による行政行為を受けられなかった期待権を侵害した、ことを根拠にしています。

ゆえに、すべての原告が等しく行政による違法な状態の解消を期待すべき権利を侵害されたとして、一人一律10万円を請求しています。

金額は問題ではなく、不作為が違法なんだということを、正面から認めさせたいという願いから、請求をしています

この準備書面では、

1 被告による違法な軍事施設の運行供用・設置管理とその認識として、違法な航空機の運航は米軍だが、そのことは日本政府も被告となって、十分承知であろうと、今までの横田基地にかかる騒音訴訟を紹介し、なぜ日本は米軍の違法行為を止められないかを孫崎さんや矢部さんの本を引っ張って、論じています。

また、横田基地の騒音被害は常に世界情勢の中で翻弄され、米軍基地とともに騒音被害があることを紹介し、被告の無策が現実の被害を解消させないことを指摘した高裁判決例を引いています

2 被告の不作為 従前の被告の騒音被害対策が十分でなかったことを、環境整備法や、日米地位協定における従前の合同委員会合意を検討しています。環境整備法は住民の被害減少策としては家屋防音工事しかなく、これも不十分不完全であること、日米合同委員会の二つの横田の騒音規制の合意も、抜け穴だらけで一向に騒音被害が減少しないこと、規制を順守させる機関が全くないこと、などを論じています。また、航空機の被害の少ない周回経路を検討すると言っても、実際に検討してどう決めたのかの報告や発表もなく、唯一情報の提供として「航空機離着陸平均回数」を示す統計資料を米軍は日本政府に提供すると決められているが、提供されたのかされていないのかのさえ、住民には知らされていない（求釈明しておきました）ようなことも主張して、役に立っていないことを主張して

います。

なお、1999年の低空飛行訓練合意と2012年オスプレイの合意についても言及しています

3 被告の作為可能性について 被告は何ができたかについて、検討しています

発生源対策として、ひとつは、低空飛行訓練に関する合意を引いて、これは米軍機が高度規制について日本の法令に従っている、と宣言した初めてのものですが、このような具体的で抜け穴のない合意ができる事、さらにクレーム対応のための手段として日本政府との協力、つまり手続き規定が入って評価できます。

もう一つ、環境補足協定と呼ばれるものの締結です(2015年)。これは、環境問題対策で、土壌汚染とか劣化ウラン弾とか様々な環境問題に、地位協定の改正案まで出てきて、今のままでは日米が対処できないとして、地位協定自体を環境に関する補足協定として追加改定したものです。この協定は、①情報共有(第2条)②環境基準の発出・維持(第3条)③立入手続の作成・維持(第4条)④協議(第5条)規程迄あって、手続き論や規制値に関しても米国国内法をも参照にするよくなったもの、ですが、残念ながら、環境の中に騒音は入っていない、と除外されています。ここでも、ネグレクトが起きていますが、地位協定の改定や補足も可能であること言うことに、意味がありました。(役に立つかどうかは、これを動かす日本政府自身の問題ですが)

その他、被害削減対策は役に立っていない、限界があることは、第6準備書面で述べ、補償対策も、全く検討されていない(農林漁業に対する補償措置はあるのですが)

4 そして不作為の違法性を指摘する高裁判決を引用し(これらは慰謝料の算定に援用されています)。62年判決では、小松基地での合意と較べて、具体的でないこと、米国の祝祭日の運用を指摘、普通の公務員の稼働と変わらない、と指摘しています。

平成20年判決では、被告の憲法25条及び環境基本法上の責務に言及しています。

5 このような結果、原告らの損害は、騒音被害に関わらず、国によって見捨てられ切り捨てられた、法の支配を受ける権利を侵害され続けてきたとして、国に何らかの対策を取らせるために、損害賠償を請求した、と結んでいます。